

○ 厚生年金基金令第六十五条の規定による特定基金が解散する場合における責任準備金相当額の特例の額の算定方法(平成十六年厚生労働省告示第三百六十一号)

(傍線の部分は改正部分)

| 改正案 | 現行 |
|--|---|
| <p>1 厚生年金基金令(昭和四十一年政令第三百二十四号。以下「令」という。)第六十五条第一項の厚生労働大臣の定めるところにより計算した金額は、厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号。以下「法」という。)附則第三十三条第一項に規定する特定基金について、第一号から第四号までに掲げる額を合計した額から第五号から第九号までに掲げる額を合計した額を控除した額を厚生年金保険法第八十五条の二に規定する責任準備金に相当する額の算出方法に関する特例(平成十一年厚生省告示第百九十二号。以下「平成十一年告示」という。)第二項第一号に規定する額とみなして平成十一年告示の規定の例により計算した額とする。</p> <p>一〇二 (略)</p> <p>三 昭和六十一年四月一日(当該特定基金の設立日が昭和六十一年四月一日以降である場合にあつては当該設立日)から平成十一年九月三十日までの間に国民年金法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第百四号)第九条の規定による改正前の法第百六十一条第一項の規定により当該特定基金が老齢年金給付の支給に関する義務を承継した者(以下この号において「再加入者」という。)につ</p> | <p>1 厚生年金基金令(昭和四十一年政令第三百二十四号。以下「令」という。)第六十五条第一項の厚生労働大臣の定めるところにより計算した金額は、厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号。以下「法」という。)附則第三十三条第一項に規定する特定基金について、第一号から第四号までに掲げる額を合計した額から第五号から第九号までに掲げる額を合計した額を控除した額を厚生年金保険法第八十五条の二に規定する責任準備金に相当する額の算出方法に関する特例(平成十一年厚生省告示第百九十二号。以下「平成十一年告示」という。)第二項第一号に規定する額とみなして平成十一年告示の規定の例により計算した額とする。</p> <p>一〇二 (略)</p> <p>三 昭和六十一年四月一日(当該特定基金の設立日が昭和六十一年四月一日以降である場合にあつては当該設立日)から平成十一年九月三十日までの間に法第百六十一条第一項の規定により当該特定基金が老齢年金給付の支給に関する義務を承継した者(以下この号において「再加入者」という。)について、それぞれ同条第二項の規定により当該特定基金が交付を受けた当該老齢年金給付の現価相</p> |

いて、それぞれ同条第二項の規定により当該特定基金が交付を受けた当該老齢年金給付の現価相当額に当該再加入者に係る平成十二年改正法第四条の規定による改正前の法第百三十二条第二項(平成十二年改正法第十三条の規定による改正前の昭和六十年改正法附則第八十二条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)(の例により計算した額を当該特定基金が承継した支給に関する義務に係る老齢年金給付の額(平成十二年改正法第十三条の規定による改正前の昭和六十年改正法附則第八十四条第二項から第四項まで(同法附則第八十五条において準用する場合を含む。)(の規定により厚生年金保険の管掌者である政府が負担するべきこととなる額(第九号において「政府負担金」という。)(を除く。)(で除して得た率を乗じて得た額に〇・八七五を乗じて得た額に、当該現価相当額の交付を受けた月の翌月から平成十一年九月までの期間に応ずる利子に相当する額を加えた額を合算した額

2・3 (略)

四〇九 (略)

当額に当該再加入者に係る平成十二年改正法第四条の規定による改正前の法第百三十二条第二項(平成十二年改正法第十三条の規定による改正前の昭和六十年改正法附則第八十二条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)(の例により計算した額を当該特定基金が承継した支給に関する義務に係る老齢年金給付の額(平成十二年改正法第十三条の規定による改正前の昭和六十年改正法附則第八十四条第二項から第四項まで(同法附則第八十五条において準用する場合を含む。)(の規定により厚生年金保険の管掌者である政府が負担するべきこととなる額(第九号において「政府負担金」という。)(を除く。)(で除して得た率を乗じて得た額に〇・八七五を乗じて得た額に、当該現価相当額の交付を受けた月の翌月から平成十一年九月までの期間に応ずる利子に相当する額を加えた額を合算した額

2・3 (略)

四〇九 (略)